あなたや大切な人の命を飲酒運転によって奪われたら・・・

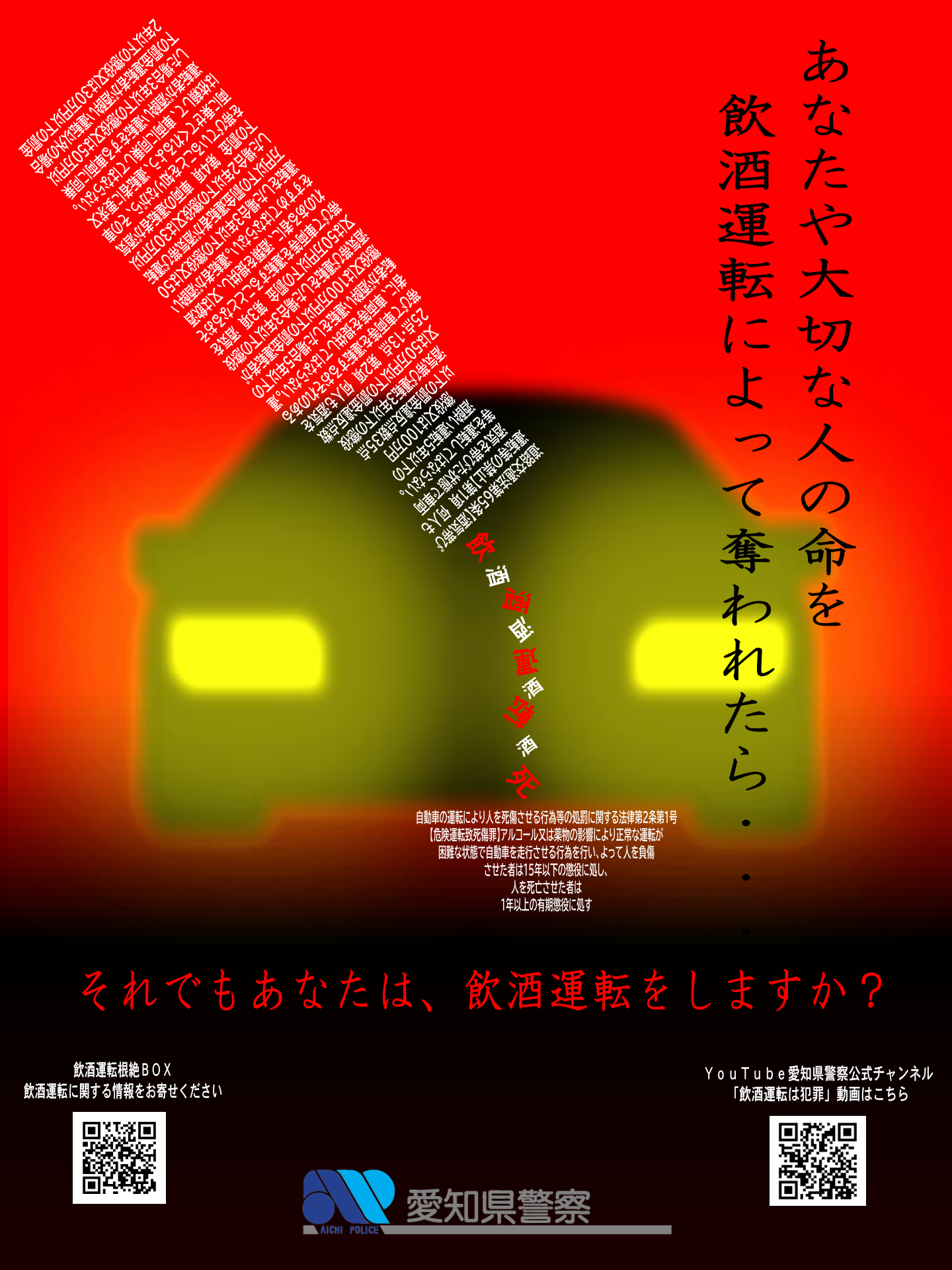

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条第1号
【危険運転致死傷罪】アルコール又は薬物の影響により正常な運転が
困難な状態で自動車を走行させる行為を行い、よって人を負傷
させた者は15年以下の懲役に処し、
人を死亡させた者は
1年以上の有期懲役に処す

それでもあなたは、飲酒運転をしますか？

飲酒運転根絶ＢＯＸ
飲酒運転に関する情報をお寄せください

ＹｏｕＴｕｂｅ愛知県警察公式チャンネル
「飲酒運転は犯罪」動画はこちら

愛知県警察
AICHI POLICE